

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年2月10日決裁分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金保険関係 2件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200426号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200028号

## 第1 結論

平成4年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月

転職にあたって、請求期間である平成4年8月の国民年金保険料を支払うよう連絡があったため、妻と一緒にA社会保険事務所(当時)又はB市において国民年金の加入及び保険料納付の手続を行った。妻の年金記録を見ると、請求期間の国民年金保険料は納付済と記録されているが、私の年金記録には、当該期間の国民年金被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入し、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市町村において払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、戸籍の附票において確認できる請求者の当該期間当時の住所地であったC県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、当該期間において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200421号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200120号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①から②④までの各期間(以下「各請求期間」という。)の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各請求期間の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各請求期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月14日  
② 平成20年12月16日  
③ 平成21年7月15日  
④ 平成21年12月18日  
⑤ 平成22年7月15日  
⑥ 平成22年12月21日  
⑦ 平成23年7月12日  
⑧ 平成23年12月14日  
⑨ 平成24年7月12日  
⑩ 平成24年12月17日  
⑪ 平成25年7月12日  
⑫ 平成25年12月13日  
⑬ 平成26年7月14日  
⑭ 平成26年12月15日  
⑮ 平成27年7月17日  
⑯ 平成27年12月18日  
⑰ 平成28年7月15日  
⑱ 平成28年12月15日  
⑲ 平成29年7月14日  
⑳ 平成29年12月15日  
㉑ 平成30年7月13日  
㉒ 平成30年12月14日  
㉓ 令和元年7月12日  
㉔ 令和元年12月13日

各請求期間について、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に提出する際、賞与支払額欄

に厚生年金保険料等を控除する前の金額を記載すべきところ、控除後の金額を記載していたことが令和4年6月に判明した。

A社は、各請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年7月6日（受付）に賞与支払届の訂正届を提出したため、当該各期間は保険給付に反映されない厚生年金保険法第75条本文該当の記録となっているので、調査の上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る各請求期間の賃金台帳、同社の回答及び陳述により、請求者が当該各期間において、オンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の訂正後の賞与額に係る賞与支払届の訂正届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年7月6日（受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該各期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200421 号  
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2200120 号

## 【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	標準賞与額	
	訂正前	訂正後
平成 20 年 7 月 14 日	21 万 4,000 円	26 万円
平成 20 年 12 月 16 日	14 万 3,000 円	17 万円
平成 21 年 7 月 15 日	21 万 4,000 円	26 万円
平成 21 年 12 月 18 日	14 万 1,000 円	17 万 5,000 円
平成 22 年 7 月 15 日	14 万 2,000 円	17 万 5,000 円
平成 22 年 12 月 21 日	14 万 2,000 円	17 万 5,000 円
平成 23 年 7 月 12 日	14 万 2,000 円	17 万 5,000 円
平成 23 年 12 月 14 日	14 万 4,000 円	17 万 8,000 円
平成 24 年 7 月 12 日	14 万 3,000 円	17 万 8,000 円
平成 24 年 12 月 17 日	14 万 3,000 円	17 万 8,000 円
平成 25 年 7 月 12 日	14 万 3,000 円	17 万 8,000 円
平成 25 年 12 月 13 日	14 万 2,000 円	17 万 8,000 円
平成 26 年 7 月 14 日	14 万 2,000 円	18 万円
平成 26 年 12 月 15 日	14 万 1,000 円	18 万円
平成 27 年 7 月 17 日	14 万 1,000 円	18 万円
平成 27 年 12 月 18 日	14 万 1,000 円	18 万円
平成 28 年 7 月 15 日	14 万 1,000 円	18 万円
平成 28 年 12 月 15 日	14 万 1,000 円	18 万円
平成 29 年 7 月 14 日	14 万 3,000 円	18 万 2,000 円
平成 29 年 12 月 15 日	14 万 3,000 円	18 万 2,000 円
平成 30 年 7 月 13 日	15 万 1,000 円	19 万 1,000 円
平成 30 年 12 月 14 日	23 万円	26 万 8,000 円
令和元年 7 月 12 日	24 万 1,000 円	28 万 7,000 円
令和元年 12 月 13 日	16 万 1,000 円	19 万 1,000 円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200386号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200121号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑫までの各期間(以下「各請求期間」という。)の標準賞与額を別表のとおり訂正することが必要である。

別表の各請求期間の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の各請求期間の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月14日  
② 平成26年12月15日  
③ 平成27年7月17日  
④ 平成27年12月18日  
⑤ 平成28年7月15日  
⑥ 平成28年12月15日  
⑦ 平成29年7月14日  
⑧ 平成29年12月15日  
⑨ 平成30年7月13日  
⑩ 平成30年12月14日  
⑪ 令和元年7月12日  
⑫ 令和元年12月13日

各請求期間において、A社が厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を年金事務所に提出する際、賞与支払額欄に厚生年金保険料等を控除する前の金額を記載すべきところ、控除後の金額を記載していたことが令和4年6月に判明した。

A社は、各請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年7月6日(受付)に賞与支払届の訂正届を提出したため、当該各期間は保険給付に反映されない厚生年金保険法第75条本文該当の記録となっているので、調査の上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る各請求期間の賃金台帳、同社の回答及び陳述により、請求者が当該各期間において、オンライン記録の標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、各請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の訂正後の賞与額に係る賞与支払届の訂正届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年7月6日（受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200386 号  
厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 2200121 号

## 【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	標準賞与額	
	訂正前	訂正後
平成 26 年 7 月 14 日	14 万 7,000 円	18 万 5,000 円
平成 26 年 12 月 15 日	14 万 7,000 円	18 万 5,000 円
平成 27 年 7 月 17 日	14 万 5,000 円	18 万 5,000 円
平成 27 年 12 月 18 日	14 万 5,000 円	18 万 5,000 円
平成 28 年 7 月 15 日	14 万 6,000 円	18 万 5,000 円
平成 28 年 12 月 15 日	14 万 5,000 円	18 万 5,000 円
平成 29 年 7 月 14 日	14 万 7,000 円	18 万 7,000 円
平成 29 年 12 月 15 日	14 万 7,000 円	18 万 7,000 円
平成 30 年 7 月 13 日	16 万 2,000 円	19 万 1,000 円
平成 30 年 12 月 14 日	24 万 3,000 円	28 万 7,000 円
令和元年 7 月 12 日	26 万 5,000 円	32 万 5,000 円
令和元年 12 月 13 日	17 万 8,000 円	21 万 1,000 円



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101545号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200029号

## 第1 結論

平成14年4月から平成16年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月から平成16年3月まで

学生納付特例制度により、国民年金保険料の納付が猶予されていた請求期間の国民年金保険料を平成16年5月頃に、勤務先であるA社B支店の窓口で納めたが、年金記録では、当該期間が保険料納付済期間となっていない。

しかし、請求期間の国民年金保険料を納付するための追納納付書を平成16年4月2日に受け取り、職場の先輩に納付方法を聞きながら、当該納付書に現金を添えて追納した記憶に間違いがないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、国民年金保険料の納付猶予承認期間である請求期間について、請求者は、平成16年4月2日に追納の申出を行っており、請求者が主張する時期において、請求期間に係る国民年金保険料を追納することが可能であったところ、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は、母に借りたお金で支払った旨主張しており、請求者から提出された請求者の母の預金通帳を見ると、まとまった額が同年4月14日に引き出され、当該引出額の横に請求者の名とともに「国民年金支払いへ」と加筆されていることが確認できる。

しかしながら、前述の預金通帳の引出額は請求期間に係る国民年金保険料と符合しておらず、当該預金通帳における平成16年4月14日の引出記録及びその加筆内容をもって、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を追納した事実があるとまでは言えない。

また、日本年金機構は、C県の金融機関において、平成16年4月及び同年5月に納付された国民年金保険料に係る領収済通知書を保管しているが、当該領収済通知書の中に、請求者に係る領収済通知書は見当たらない旨回答している上、請求期間に係る国民年金保険料を追納するための納付書は少なくとも3枚に分けて発行されるところ、金融機関から送付された3枚以上の領収済通知書に係る全ての収納処理が行われなかったとは考え難い。

さらに、請求者は、勤務先であったA社B支店において、請求期間に係る国民年金保険料を追納した際、職場の先輩に公金・公共料金受付票の記入方法を教わった旨陳述していることから、当該受付票の保管状況について照会したところ、同支店は、平成16年5月頃に納付した国民年金保険料に係る公金・公共料金受付票は残っていない旨回答している。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を追納したとする平成16年5月頃は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成14年4月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されたことから、請求期間に係る収納の記録漏れ等の事務過誤が生じる可能性は低いものと考えられる。

このほかに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を追納したことを確認できる資料は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200433号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200122号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年1月1日から平成21年1月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間において、A社(現在は、B社)に雇用され、C社に派遣社員として勤務していた。

しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社発行の訂正請求記録の対象者に係る個人情報開示通知書により、訂正請求記録の対象者が請求期間において、A社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、請求期間のうち平成15年1月1日から同年3月1日までの期間について、オンライン記録を見ると、A社は、同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でない。

また、B社は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無について、詳細は不明である旨回答している上、商業登記の記録において確認できる請求期間当時のA社の代表取締役は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している。

さらに、A社における同僚照会において、訂正請求記録の対象者を知ると回答した元従業員はおらず、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、請求期間のうち平成18年3月1日から平成20年12月31日までの期間について、請求者から提出されたC社発行の訂正請求記録の対象者に係る経歴書を見ると、訂正請求記録の対象者が当該期間に同社設備事業部へA社から派遣されていた旨記載されているところ、C社から提出されたA社発行の当該期間に係る労働者派遣通知書(写し)、訂正請求記録の対象者に係る当該期間の派遣先管理台帳(写し)及び平成18年6月から平成20年12月までの派遣社員勤怠通知書等(写し)を見ると、訂正請求記録の対象者が1月当たり14日以内の短時間就労のため厚生年金保険の加入は無い旨記載が確認できる。

なお、訂正請求記録の対象者について、D健康保険組合の担当者は、平成14年1月1日から平成16年1月1日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であった旨陳述し、

E市は、平成16年1月1日から平成26年8月3日までの期間において、国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200389号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200030号

## 第1 結論

昭和38年\*月から昭和41年3月までの請求期間及び昭和44年3月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年\*月から昭和41年3月まで  
② 昭和44年3月から昭和53年3月まで

昭和49年頃に町会の回覧で特例納付制度を知ったことを契機に、A市B区において20歳まで遡って国民年金に加入し、加入手続前に係る国民年金保険料を一括納付、加入手続後に係る国民年金保険料は集金に来た人に毎月納付した。

しかし、年金記録では請求期間①及び②が未納と記録されているので、調査の上、当該各期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和49年頃に国民年金の加入手続を行い加入手続前に係る国民年金保険料を特例納付した旨主張しているところ、請求者が納付したとする時期は、第2回特例納付制度の実施期間(昭和49年1月から昭和50年12月まで)中である。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和54年4月2日にA市B区において払い出されており、当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点において、請求期間①に係る国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により、過年度納付できない期間であることから、請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには特例納付するほかにはないところ、国民年金法の特例納付に関する規定により、特例納付の対象期間は、国民年金の強制加入被保険者期間とされており、請求者の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和43年4月1日であることから、請求期間①は国民年金に未加入であるため、国民年金保険料を特例納付することはできない。

さらに、前述の加入手続時点において、請求期間②の大半の国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により過年度納付できない期間であることから、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには特例納付制度を利用して納付することになり、特例納付が行われた場合には、国民年金被保険者台帳にその納付内容を記録することになるところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳に請求期間②に係る国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは

確認できない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200431号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200031号

## 第1 結論

昭和36年\*月から昭和51年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年\*月から昭和51年6月まで

昭和49年頃に町会の回覧で特例納付制度を知ったことを契機に、A市B区において20歳まで遡って国民年金に加入し、加入手続前に係る国民年金保険料を一括納付、加入手続後に係る国民年金保険料は集金に来た人に毎月納付した。

しかし、年金記録では請求期間が未納と記録されているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和49年頃に国民年金の加入手続を行い加入手続前に係る国民年金保険料を特例納付した旨主張しているところ、請求者が納付したとする時期は、第2回特例納付制度の実施期間(昭和49年1月から昭和50年12月まで)中である。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和54年4月2日にA市B区において払い出されており、当該記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点において、請求期間の大半の国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により過年度納付できない期間であることから、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには特例納付制度を利用して納付することになり、特例納付が行われた場合には、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)にその納付内容を記録することになるところ、請求者に係る当該台帳を見ると、請求期間直後の昭和51年7月から同年12月まで及び昭和52年7月から同年12月までの期間について、前述の加入手続当時に行われていた第3回特例納付制度により納付されたことが記録されているが、昭和49年当時に実施されていた第2回特例納付制度により請求期間の国民年金保険料が特例納付された記録は見当たらない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方による氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200088号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200032号

## 第1 結論

平成8年\*月から平成9年3月までの請求期間及び平成10年4月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成8年\*月から平成9年3月まで  
②平成10年4月から平成11年3月まで

私は、20歳になって国民年金に加入したが、学生で国民年金保険料の納付が困難だったため、自宅を訪れた年金納付促進員に相談したところ、全額免除申請を提案され、受け取った免除申請用紙をA市役所に持参した記憶があり、それ以降、毎年免除申請を漏れなく行ったにもかかわらず、請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納になっているので、年金記録を全額免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、自宅を訪れた年金納付促進員から全額免除申請を提案されたので、免除申請用紙をA市役所に持参し、それ以降、毎年免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、請求期間①及び②当時において、市町村が国民年金保険料免除申請書(学生用)(以下「免除申請書」という。)を受理した場合、当該市町村は、免除申請を行った国民年金被保険者及び当該被保険者の親元の世帯の世帯員の所得額等を確認した上で、当該被保険者の免除申請についての意見等を付して、免除申請書を管轄社会保険事務所(当時)に進達し、同事務所は当該所得額等により、その承認の可否を認定する取扱いになっていたところ、A市B課は、当該各期間当時の免除申請書(市の控え)、免除申請書受付処理簿及び免除に関する資料等を保管していない旨、日本年金機構は、当該各期間当時の免除申請書及び免除承認通知書発行一覧表を保管していない旨回答しており、請求者が当該各期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かを確認又は推認することができない。

また、請求期間①及び②当時の請求者又は請求者の親元の世帯の住所地であったA市C課の担当者及びD市E課の担当者は、いずれも当該各期間当時の所得額を確認できる住民税の課税資料等を確認することができない旨陳述しており、請求者が当該各期間において、国民年金保険料の免除基準に該当していたか否かを確認又は推認することができない。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われた場合は、当該申請に対する承認又は却下の決定が行われ、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が国民年金被保険者に送付されることになるが、請求者は、請求期間①及び②に係る当該通知書を所持しておらず、既に全額免除が承認されている年度も含めて自宅に当該通知書が届いた記憶もない旨陳述している。

加えて、請求期間①のうち、平成9年1月から同年3月までの期間及び請求期間②は、基礎年金番号制度が導入された同年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が



促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることを踏まえると、当該各期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200444号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200123号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年11月9日から平成24年3月頃まで

平成23年11月9日から平成24年3月頃までA社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

A社が交付した在籍証明書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された在籍証明書及びA社の回答により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社及び同社の担当者は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料が見当たらないため不明である旨回答及び陳述している。

また、B市から提出された請求者に係る平成23年分及び平成24年分の所得税の確定申告書に記載されている各年の社会保険料控除額からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、請求期間において、A社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し、複数の者から回答を得られたが、請求者を覚えている者はおらず、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200320号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200124号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年12月1日から同年7月1日に訂正し、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和62年7月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年7月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年7月1日から同年12月1日まで

昭和62年7月1日から1年間、A社のC課において、D職として勤務した。

しかし、年金記録を見ると、A社の厚生年金保険資格の取得年月日は昭和62年12月1日となっており、着任から5か月間の年金記録が確認できないので、当該資格取得年月日を同年7月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の後継事業所であるB社から提出された人事異動通知書及び人事記録(乙)の各写し並びにB社の回答により、請求者は、請求期間においてC課D職としてA社に勤務していたことが認められる。

また、請求者が、請求期間当時のA社(C課)における上司で同じE局に所属する先輩であったと記憶する者は、請求期間当時のE局における人事の発令時期について、ほとんどの場合が7月1日付けであった旨陳述しているところ、請求者のA社の前任者(C課D職、同じE局に所属)は、オンライン記録により昭和61年7月1日に厚生年金保険被保険者記録を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、請求期間頃にA社において厚生年金保険被保険者記録がある者に照会(以下「同僚照会」という。)を行ったところ、i)請求期間当時、D職であったと回答した5人全員は、A社に着任した日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、ii)請求者と同じE局に所属していた請求者の後任(C課D職)で、昭和63年7月1日付けで被保険者資格を取得している者は、当時の厚生年金保険の資格取得時期の取扱いについて、D職によって取扱いの違いがあったとは思えない旨陳述していることを踏まえると、請求期間当時、A社に勤務するD職の厚生年金保険被保険者資格の取得時期については、原則として、採用と同時に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和62年12月の記録及

び日本年金機構の回答から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200391号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200125号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年12月31日から昭和64年1月1日に訂正し、昭和63年12月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における昭和63年12月31日から昭和64年1月1日までの期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

昭和63年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月31日から昭和64年1月1日まで

昭和57年4月1日にA社に入社し、昭和63年12月31日に退職するまでの間、正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は同日となっているので、当該資格喪失年月日を昭和64年1月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 雇用保険の記録、請求者から提出された給与支給票及び昭和63年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票、B社から提出された社員名簿並びに同社の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、B社の回答及び前述の給与支給票から推認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当該期間について、請求者に係る退職年月日の翌日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回

答しているが、事業主が請求者のA社における資格喪失年月日を昭和 64 年 1 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを昭和 63 年 12 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 12 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、前述の給与支給票により、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与支給票により確認できる報酬月額から、20 万円に訂正することが妥当である。

ただし、昭和 63 年 12 月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。